

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算 ③物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰に伴う学校給食に関する負担軽減事業(令和8年度分)	①物価高騰により影響を受ける、学校給食の食材費に対して、当該影響額を市が負担することにより、栄養バランスや量を確保しつつ、物価高騰により影響を受ける保護者への転嫁を回避し、生活支援を図る。(教職員分は含まない。) ②賄材料費(小学校、中学校)(教職員等は除く) ③32,200,000円 【小学校】13,500,000円 ・対象数 3,000人 ・単価 約25円 (参考:物価高騰による改定前給食費255円からの増額分65円、ただし給食費負担軽減交付金部分を除く) ・対象食数見込 550,000食 【中学校】18,700,000円 ・対象数 1,500人 ・単価 75円 (参考:物価高騰による改定前給食費305円からの増額分75円) ・対象食数見込 250,000食 ④保護者	R8.4	R9.3
2	④消費下支え等を通じた生活者支援	証明書コンビニ交付手数料減額事業(令和8年度分)	①物価高騰等により、大きな影響を受けている市民等に対する消費下支え等を通じた支援を目的として、令和8年度に限り、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスによる証明書発行手数料を10円に減額することによる歳入減に対する補填を行う。 ②手数料(徴税手数料(証明、閲覧、交付)及び戸籍住民基本台帳手数料)収入の補填 ③5,580千円(税関係2,000件×減額190円+住記関係23,200件×減額190円+戸籍関係1,800件×減額440円) ④市民等(マイナンバーカードを利用したコンビニ交付利用者)	R8.4	R9.3
3	①食料品の物価高騰に対する特別加算 ③物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰に伴う保育園給食に関する負担軽減事業	①公立保育園の給食において、食材料費の価格上昇による影響額を、保護者への転嫁(副食費の値上げ)ではなく、交付金を活用することで、給食の栄養バランスや量の確保と、物価高騰により影響を受ける子育て世帯への経済的負担の軽減を図る。(教職員分は含まない。) ②賄材料費(公立保育園2園、園児分) ③4,500円(副食費月額)×8.5%(想定される物価上昇率)×12月×128人(R8.4.1時点副食費対象者)≒580,000円 ④保護者	R8.4	R9.3